

令和8年度「分別基準適合物の引き渡しに係る申込要領」

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に規定する分別基準適合物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「協会」という。）に申込み市町村及び一部事務組合は、次の申込要領に従って、オンライン若しくは申込用紙の郵送によってお手続きください。

年度途中での申込みは受け付けませんのでご注意ください。

目	次
◆ 申込用紙の記入要領	1
1. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書（様式1）	1
2. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書（様式2）	2
3. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込量に関するチェックシート	3
4. 構成市町村別引き渡し申込品目確認のためのマトリックス表	3
5. 分別基準適合物の引き渡し申込書（様式3-1～4）	4
【ご参考】令和8年度の再商品化実施委託単価と 特定事業者責任比率及び市町村負担比率	10
【記入例】（様式1）～（様式3-4）	11

◆ 申込用紙の記入要領

1. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書（様式1）

※プラスチック資源循環促進法に基づく製品プラ等の申込みと共通の様式です。

協会に登録のある既存データに基づいて印字しています。正確に記載されているかどうかご確認のうえ、修正がある場合は、赤字で修正してください。また、空欄がある場合には、以下の要領で記入してください。なお、①、②・・・は各申込書に記載の番号と対応しています。

①作成日：本申込書の作成年月日を記入

②市町村又は組合コード：総務省設定の全国地方公共団体コードの上5桁を記入

③市町村組合種別：次のとおり

「単独市町村」	：自ら指定法人へ申込みを行う市町村。又は、どここの一部事務組合等にも※特定分別基準適合物の分別収集を委任していない市町村
「代表市町村」	：複数の他市町村を代表して、特定分別基準適合物の分別収集を行っている市町村
「一部事務組合」	：一部事務組合、広域連合等に該当する地方公共団体

※特定分別基準適合物：ガラス製容器（無色・茶色・その他の色）、PETボトル、紙製容器包装（段ボール、牛乳パックは除く）、プラスチック製容器包装

④市町村又は組合名：引き渡し申込みを行う市町村名又は組合名を記入

ただし、一部事務組合又は複数の市町村を代表して申込み場合、「令和8年度構成市町村別引き渡し申込品目確認のためのマトリックス表」に、構成する市町村の市町村コード及び市町村名を記入し、引き渡し申込みを行う品目に○印、申込みを行わない品目について×印を付ける。

⑤所在地：資料の送付先を記入

⑥契約責任者：協会と覚え書き及び契約書を取り交わす際の契約者の「役職」及び「氏名」を記入

- ⑦**担当者**：協会と日常的に連絡を取り合える担当者の「部課室係」等を記入
 ※電話番号については、可能な限り、市役所等の代表電話番号ではなく、担当部署直通の電話番号をご記入ください。
- ⑧**請求書送付先**：協会からの請求書の送付先となる「住所」等を記入

2. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書（様式2）

令和8年度の協会への引き渡しに使用する保管施設情報を記入してください。

※プラスチック資源循環促進法に基づく製品プラ等の申込みと共通の様式です。

協会に登録のある既存データに基づいて印字していますので、令和8年度に使用する保管施設が記載されているかどうかご確認のうえ、追加・修正がある場合は、赤字で修正してください。

印字のない保管施設を新たに追加する場合は、印字していない様式2に以下の要領でご記入ください（用紙は適宜コピーしてご使用ください）。

【注意】保管施設の名称や住所等は、本年8月から10月にかけて環境省が都道府県を通じて実施した保管施設指定意向調査に記載したものと同一内容を記入してください。
保管施設指定意向調査で届出のない保管施設からの引き取りはできません。また、今回の申込み以降、やむを得ず環境省に対して保管施設の変更（仮登録→登録を含む。）の届け出を行った場合は、早急に当協会に対してもお知らせください。

- ①**市町村又は組合コード**：総務省設定の全国地方公共団体コードの上5桁を記入
- ②**市町村又は組合名**：引き渡し申込みを行う市町村名又は組合名を記入
- ③**ページ番号**：複数枚の時に記入
- ④**引き渡しの有無**：引き渡しを希望する場合には○を、引き渡しを希望しない場合には×を記入（空欄不可）
- ⑤**引き渡しを行う素材**：当該保管施設において引き渡しを行う素材全てにチェックを付ける。
 1つの保管施設から複数の素材を引き渡す場合には、引き渡しを行う素材全てにチェックを付けること

【同じ保管施設で分別基準適合物と分別収集物を申込みにあたっての注意点】

同じ保管施設で分別基準適合物（「ガラスびん」「PETボトル」「紙」「トレイ」「容リプラ」いずれか）と分別収集物（「プラ法32条」）の両方をチェックしないこと。

同じ保管施設で分別基準適合物と分別収集物の引き渡しを予定している場合は、保管施設を追加し、追加した保管施設に分別収集物（「プラ法32条」）のみをチェックすること（必ず「プラ法32条」を単独の保管施設とすること）。

- ⑥⑦**保管施設名、住所等**：保管施設ごとに「保管施設名」、「住所」、「カナ」等を記入

【同じ保管施設で分別基準適合物と分別収集物を申込みにあたっての注意点】

上記の「⑤引き渡しを行う素材」で分別収集物（「プラ法32条」）のみをチェックした保管施設）の保管施設名の最後に「（プラ法）」を付けること。

⑤⑥の対応をまとめると、以下のとおりとなる。

<例1> 同じ保管施設で「PETボトル」と「プラ法32条」を申込みの場合

区分	保管施設名	提出する様式3
「PETボトル」の保管施設	〇〇ストックヤード	(様式3-2を提出)
「プラ法32条」の保管施設	〇〇ストックヤード（プラ法）	(様式3-5を提出)

＜例２＞同じ保管施設で期中に「容リプラ」から「プラ法 32 条」に変更となる場合		
区分	保管施設名	提出する様式 3
「容リプラ」の保管施設	〇〇ストックヤード	(様式 3－4 を提出)
「プラ法 32 条」の保管施設	〇〇ストックヤード（プラ法）	(様式 3－5 を提出)

注) 上記「同じ保管施設で分別基準適合物と分別収集物を申込むにあたっての注意点」については、当協会における入札手続き等の都合によるものであり、環境省への保管施設指定意向調査の届出に「保管施設を分ける」「末尾に（プラ法）を付ける」等の対応は不要です。

3. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込量に関するチェックシート

※プラスチック資源循環促進法に基づく製品プラ等の申込みと共通の様式です。

本年 6 月に実施した引き渡し量調査時に回答された「分別収集計画量」及び「引き渡し調査量」が予め印字されています。空欄がある場合には、以下の要領で記入してください。

- (1) 引き渡し申込みを行う全ての品目について、「①分別収集計画量」、「②引き渡し調査量」、「③様式 3 に記入した引き渡し申込量」を kg 単位で記入 (※)
(※)「プラ法 32 条」については「①分別収集計画量」の記入は不要
- (2) 「④収集対象人口」、「⑤収集対象日数」を記入のうえ、「⑥排出原単位見込み」(単位: g/人/日)の算出を行う

【注意】「⑤収集対象日数」＝分別収集の対象期間を記入する
(「協会への引き渡し開始希望日」からの日数ではありません。)

例) 年間を通じて分別収集を行っている場合は → 「365 日」と記入
年度途中から分別収集を開始する場合、例えば分別収集開始日が 9 月 1 日から
(9～3 月の 7 か月間)の場合は → 「212 日」と記入

- (3) 「③引き渡し申込量」と「①分別収集計画量」又は「②引き渡し調査量」に乖離が見られる場合には、その理由を枠内の選択肢から選択し、「⑦乖離の理由」に番号を記入

4. 構成市町村別引き渡し申込品目確認のためのマトリックス表

本マトリックス表は、一部事務組合、又は市町村が複数の市町村を代表して申込む場合にご提出ください。市町村が単独で申込みを行う場合には、提出の必要はありません。

※プラスチック資源循環促進法に基づく製品プラ等の申込みと共通の様式です。

協会に登録のある既存データに基づいて印字しています。正確に記載されているかどうかご確認のうえ、追加・修正がある場合は、赤字で修正してください。

- ①市町村又は組合コード：総務省設定の全国地方公共団体コードの上 5 桁を記入
- ②市町村コード、市町村名：構成市町村の市町村コードと構成市町村名を記入
- ③構成市町村ごとに、申込みを行う品目について○印、申込みを行わない品目について×印を記入
(空欄不可)

ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込書（様式３－１）
PETボトル分別基準適合物の引き渡し申込書（様式３－２）
紙製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書（様式３－３）
プラスチック製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書（様式３－４）

※申込みを行う品目について必要な項目を参照すること（申込みを行わない品目については、提出する必要はありません）。

様式３－１～４にご記載いただく申込数量を踏まえ、締切後、当協会から各市町村・一部事務組合宛に素材別・保管施設別の「引き渡し申込承諾書」を発行します。
引き渡し申込締切後の撤回又は量の変更は認められておりませんので、ご注意ください。

【引き渡し申込量に係る負担区分について（４素材共通）】

●「特定事業者負担分と市町村負担分双方」

市町村が収集した分別基準適合物について、特定事業者負担分と市町村負担分の両方の引き渡しを申込むことです。引き渡し申込量の記入の際には、引き渡し申込量の全量をご記入ください。なお契約後、市町村負担分については、分別基準適合物の引き渡し実績に応じた再商品化委託費用を、請求させていただきます。

●「特定事業者負担分のみ」

市町村が収集した分別基準適合物のうち、特定事業者負担分のみを引き渡し申込みを行うことです。引き渡し申込量の記入の際には、10ページの市町村負担比率を参考にいただき、特定事業者負担分のみの数量を算定してご記入ください。なお、市町村負担分は独自処理となります。

●「申込まない」

申込みを行わない品目については、引き渡し申込量の記入は不要です。

様式３については、品目ごとに内容が異なります。素材ごとに以下の要領に従い記入してください。

(1) ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込書（様式３－１）

①様式３には、当協会に令和７年度に登録されている保管施設について、「②市町村又は組合コード」「③市町村又は組合名」「④保管施設コード」「⑤保管施設名」が予め印字してあります。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正すること。⑥以降には、以下の要領で、太枠内全てに記入すること。

複数の保管施設を保有する場合、新規の保管施設で申込む場合には、別紙（予め印字していない様式３）を使用し、以下の要領で記入すること（太枠内全てに記入すること。用紙が足りない場合はコピーして使用すること）。

なお、申込年度途中に設置予定の保管施設についても記入すること。

②総務省設定の全国地方公共団体コードの上５桁を記入すること。

③様式１、２に記入した市町村名又は組合名を記入すること。

④協会記入欄となるため、記入は不要。

⑤様式２に記入した各保管施設の名称を記入すること。

⑥「協会への引き渡し開始希望日」には、第１回目の引き渡し希望年月日（予定時期）を記入すること。

⑦「保管施設」の「ストックヤードの最大保管量」には、色種類ごとにｔ単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。不明な場合は、環境省の「保管施設の指定に関する意向調査」様式１で申請した「対象物毎の保管可能容量（m³）の数値×比重 1.0」を参考に記入すること。なお、「その他の色」について、その他の色を青色・緑色・黒色の単色で分けて保管している市町村・一部事務組合では、青色・緑色・黒色のそれぞれの「ストックヤードの最大

保管量」を記入すること。「その他の色」を分けて保管していない市町村・一部事務組合では、「その他の色」のみを記入し、青色・緑色・黒色の内訳は記入不要。

※「10 t 車での引取は可能だが最大保管量（引取量）が4 t 未満」等の入札条件は「保管施設特記事項」欄に記入すること。

⑧「トラックスケール」には、その有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その最大秤量を t 単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。

⑨「積み込み機材」には、その有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その該当する種類についてもチェックを付け、「台数」（積載量、台数）を記入すること。また、「その他の積み込み機材」を保有する場合には、その内容を記入すること。

（例）ブルドーザー 1 台、5 t ホイスト 2 台

※その他保管施設に関する入札条件がある場合は「保管施設特記事項」に記載すること。

（例）10 t 車での引取は可能だが最大保管量（引取量）が4 t 未満

⑩「分別収集・中間処理の仕方と引き渡し条件」については、下記に従って記入すること。

- 1) 「分別収集の方法」では、該当する分別収集のタイプにチェックを付けること。
「2. 混合収集」を選択した場合には、混合収集を行っている品目にチェックを付けること（「その他」を選択した場合には、詳細をカッコ内に記入すること）。
- 2) 「分別収集容器の種類」、「中間処理（色分別等）の方法」では、該当するものにチェックを付けること。なお、「その他」を選択した場合には、その種類あるいは方法をカッコ内に記入すること。
- 3) 「引き渡し車輛」では、該当するものにチェックを付けること。「2. 10 トン車以外」を選択した場合、引き渡し車輛の積載トン数をカッコ内に記入し、「特記事項」欄にその理由を記入すること。

（例）積み込み機材の都合により、毎週金曜日に4 トン車での引き渡しを希望

4) その他、必要があれば「特記事項」欄に80 文字以内で記入すること。

⑪「引き渡し申込量」には、協会への引き渡し申込量を色種類ごとに kg 単位 で記入すること。

注) kg 単位での表記としているが、下3桁を四捨五入のうえ、千kg単位で記入すること。なお、「3. その他の色合計」について、その他の色を青色・緑色・黒色・その他の色のいずれかに分けて収集している市町村・一部事務組合では、青色・緑色・黒色・その他の色のそれぞれ該当する（内訳）欄に記入し、合計を「3. その他の色合計」に記入すること。その他の色を青色・緑色・黒色・その他の色に分けて収集していない市町村・一部事務組合では、「3. その他の色合計」のみを記入し、内訳は記入不要。引き渡し申込量に係る負担区分については、申込要領-4を参照すること。また、「1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方」、「2. 特定事業者負担分のみ」、「3. 申込まない」のいずれかに必ずチェックを付けること。

⑫「(参考)R6 年度引き渡し実績量」は、「⑪引き渡し申込量」を記入する際の参考とするために設けたもので、「無色」、「茶色」、「その他の色」、「内訳 (1) 青色 (2) 緑色 (3) 黒色

(4) その他の色」について令和6年度に当協会に引き渡した実績量が kg 単位 で示してあります。

(2) PETボトル分別基準適合物の引き渡し申込書（様式3-2）

①様式3には、当協会に令和7年度に登録されている保管施設について、「②市町村又は組合コード」「③市町村又は組名」「④保管施設コード」「⑤保管施設名」が予め印字してあります。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正すること。⑥以降には、以下の要領で、太枠内全てに記入すること。

複数の保管施設を保有する場合、新規の保管施設で申込む場合には、別紙（予め印字していない様式3）を使用し、以下の要領で記入すること（太枠内全てに記入すること。用紙が足りない場合はコピーして使用すること）。

なお、申込年度途中に設置予定の保管施設についても記入すること。

- ②総務省設定の全国地方公共団体コードの上5桁を記入すること。
- ③様式1、2に記入した市町村名又は組合名を記入すること。
- ④協会記入欄となるため、記入は不要。
- ⑤様式2に記入した各施設の名称を記入すること。
- ⑥「協会への引き渡し開始希望日」には、第1回目の引き渡し希望年月日（予定時期）を記入すること。ただし、分別収集対象範囲を一部の地域から市内全域に広げる等の理由により、期中のある時点から大幅に分別収集量が増加する場合には、「⑩引き渡し条件」の「特記事項」にその旨を記入すること。

（例）7月より収集地域拡大のため収集量が大幅に増加

- ⑦「保管施設」の「保管可能容量」は、立方メートル単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。不明な場合は、環境省の「保管施設の指定に関する意向調査」様式1で申請した「対象物毎の保管可能容量（m³）」を参考に記入すること。
- ⑧「トラックスケール」には、その有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その最大秤量をt単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。
- ⑨「積み込み機材」には、引き渡しの際に利用可能な機材の有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その該当する種類についてもチェックを付け、「台数」（積載量、台数）を記入すること。また、「その他の積み込み機材」を保有する場合には、その内容を記入すること。

（例）ブルドーザー1台、5tホイスト2台

- ⑩「引き渡し条件」については、下記に従って記入すること。
 - 1)「分別収集」では、該当する分別収集のタイプにチェックを付けること。
 - 2)「中間処理（選別ライン）」では、該当する中間処理のタイプにチェックを付けること。
注)「単品処理」とは、PETボトル専用のラインにより、選別・圧縮・こん包を行うことを指す。びん、缶等、他の品目と併せて処理する場合は「混合処理」に該当する。
 - 3)「引き渡し車輛」では、該当するものにチェックを付けること。「2. 10トン車以外」にチェックした場合、引き渡し車輛の積載トン数を記入し、「特記事項」欄にその理由を記入すること。

（例）積み込み機材の都合により、4トン車で引き渡しを希望

- 4)「保管の形態」では、該当する形態にチェックを付けること。「1. 圧縮品」にチェックした場合、減容機を使用してできるバールの体積及び重量を記入すること。
注)「2. 丸ボトル」を選択した場合には、必ず「分別基準適合物（容器包装リサイクル法）」申込関連資料集の資料1『分別基準適合物の引き取り及び再商品化』の概要の「8. PETボトルの引き取り」を確認すること。
- 5)「結束材」では、該当する結束材のいずれかにチェックを付けること。「その他」の場合は、具体的な内容を記入すること。
- 6)その他、引き取りの頻度等、引き渡し条件で特記すべきことは「特記事項」欄に記入すること（80文字以内）。

（例）毎週金曜日に10トン車で引き渡しを希望。パレットは1.4m×1.1mの変形パレットを使用 等

- ⑪「引き渡し申込量」には、協会への引き渡し申込量をkg単位で記入すること。
注)令和8年度の市町村負担分は「0」ですので、特定事業者負担分のみ欄は■となっています。

※PETボトル分別基準適合物の再商品化は、令和8年度も上期（4月1日～9月30日）と下期（10月1日～3月31日）に分けて行うため、「⑩引き渡し申込量」について「上期分入札対象量」と「下期分入札対象量」の内訳を記入すること。過年度季節変動の実績を踏まえた収集見込量の割合は、上期分が55%・下期分が45%であり、特段の事情がなければ通年の引き渡し申込量をその割合で按分した数値を記入すること。

- ⑫「(参考)R6 年度引き渡し実績量」は、「⑩引き渡し申込量」を記入する際の参考とするために設けたもので、令和6年度に当協会に引き渡した実績量がkg単位で示してあります。

(3) 紙製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書（様式3-3）

- ①様式3には、当協会に令和7年度に登録されている保管施設について、「②市町村又は組合コード」「③市町村又は組合名」「④保管施設コード」「⑤保管施設名」が予め印字してあります。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正すること。⑥以降には、以下の要領で、太枠内全てに記入すること。

複数の保管施設を保有する場合、新規の保管施設で申込む場合には、別紙（予め印字していない様式3）を使用し、以下の要領で記入すること（太枠内全てに記入すること。用紙が足りない場合はコピーして使用すること）。

なお、申込年度途中に設置予定の保管施設についても記入すること。

- ②総務省設定の全国地方公共団体コードの上5桁を記入すること。
- ③様式1、2に記入した市町村名又は組合名を記入すること。
- ④協会記入欄となるため、記入は不要。
- ⑤様式2に記入した各保管施設の名称を記入すること。
- ⑥「協会への引き渡し開始希望日」には、第1回目の引き渡し希望年月日（予定時期）を記入すること。
- ⑦「協会への引き渡し頻度」には、「年」、「月」、「週」のいずれかに必ずチェックを付け、更に引き渡し回数を記入すること。
- ⑧「保管施設」の「保管可能容量」は、立方メートル単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。不明な場合は、環境省の「保管施設の指定に関する意向調査」様式1で申請した「対象物毎の保管可能容量（m³）」を参考に記入すること。
- ⑨「トラックスケール」には、その有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その最大秤量をt単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。
- ⑩「積み込み機材」には、その有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その該当する種類についてもチェックを付け、「台数」（積載量、台数）を記入すること。また、「その他の積み込み機材」を保有する場合には、その内容を記入すること。
- ⑪「引き渡し条件」については、下記に従って記入すること。
- 1) 「引き渡し対象品」では、「1. 紙製容器包装全て」、「2. 限定」のどちらかを選択し、チェックを付けること。「2. 限定」にチェックした場合、更に「複合素材を除く紙製容器包装」、「その他」のどちらかを選択し、チェックを付けること。なお、「2. 限定」の「その他」を選択した場合には、特記事項に具体的な引き渡し品目を記入すること。
- （例）紙箱・包装紙のみ
- 2) 「引き渡し形態」では、該当する形態にチェックを付けること。
- なお、「1. 圧縮」とは、ベラー等の減容機（圧縮機）で圧縮され、番線等で括られたものであり、「2. 結束」とは、紐で十文字に縛られたもの、又は結束機により結束されたものであり、「3. フレコン」とは、フレコンバッグにバラで詰めたものである。
- 3) 「引き渡し車輛」では、該当するものにチェックを付けること。「2. 10トン車以外」にチェックした場合には、引き渡し車輛の積載トン数を記入し、「特記事項」欄にその理由を記入すること。
- （例）積み込み機材の都合により、4トン車での引き渡しを希望
- 4) その他、必要があれば「特記事項」欄に80文字以内で記入すること。なお、80文字を超える場合には、別途用紙に記入のうえ、申込用紙に同封・送付すること。
- ⑫「収集の仕方」では、家庭から分別排出される際の形態について、該当するものにチェックを付けること。また、分別収集に際して紙マークをもとに判断し収集を行っている場合には「1. はい」を、そうでない場合には「2. いいえ」をチェックすること。
- ⑬「引き渡し申込量」には、協会への引き渡し申込量の下2桁を四捨五入して百kg単位で記入すること。引き渡し申込量に係る負担区分については、申込要領-4を参照すること。
- また、「1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方」、「2. 特定事業者負担分のみ」のいずれかに必ずチェックを付けること。

⑭「(参考)R6 年度引き渡し実績量」は、「⑬引き渡し申込量」を記入する際の参考とするために設けたもので、令和 6 年度に当協会に引き渡した実績量が kg 単位で示してあります。

(4) プラスチック製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書（様式 3－4）

①様式 3 には、当協会に令和 7 年度に登録されている保管施設について、「②市町村又は組合コード」「③市町村又は組合名」「④保管施設コード」「⑤保管施設名」が予め印字してあります。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正すること。⑥以降には、以下の要領で、太枠内全てに記入すること。

複数の保管施設を保有する場合、新規の保管施設で申込む場合には、別紙（予め印字していない様式 3）を使用し、以下の要領で記入すること（太枠内全てに記入すること。用紙が足りない場合はコピーして使用すること）。

なお、申込年度途中に設置予定の保管施設についても記入すること。

②総務省設定の全国地方公共団体コードの上 5 桁を記入すること。

③様式 1、2 に記入した市町村名又は組合名を記入すること。

④協会記入欄となるため、記入は不要。

⑤様式 2 に記入した各保管施設の名称を記入すること。

⑥「協会への引き渡し開始希望日」には、第 1 回目の引き渡し希望年月日（予定時期）を記入すること。

なお、プラスチック製容器包装と白色トレイの双方を申込む場合で、引き渡し開始希望日が異なる場合には、早い方の日付を記入し、遅い品目については、品目と引き渡し開始希望日を「引き渡し条件」の「特記事項」に記入すること。

（例）白色トレイの引き渡し開始希望日、令和 9 年 1 月 1 日

⑦「保管施設」の「保管可能容量」は、立方メートル単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。不明な場合は、環境省の「保管施設の指定に関する意向調査」様式 1 で申請した「対象物毎の保管可能容量（m³）」を参考に記入すること。

⑧「トラックスケール」には、その有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その最大秤量を t 単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。

⑨「積み込み機材」には、引き渡しの際に利用可能な機材の有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その該当する種類についてもチェックを付け、台数を記入すること。また、「その他の積み込み機材」を保有する場合には、その内容を記入すること。

（例）ブルドーザー 1 台、5 t ホイスト 2 台

注）再商品化事業者が利用可能な積み込み機材のみを記入すること。

⑩「積込時の制約条件」には、保管施設入口の制限や、駐車関係、積込作業等、事前に周知しておくべき制約条件があれば記入すること。

（例）保管施設搬入口は一般道路に面しており長時間の駐車は困難

⑪「分別収集」では、白色トレイとプラスチック製容器包装について、それぞれ該当する分別収集のタイプにチェックを付けること。

⑫「引き渡し車両」では、該当するものにチェックを付けること。「2. 10 トン車以外」にチェックした場合、引き渡し車両の積載トン数を記入し、「特記事項」欄にその理由を記入すること。

（例）積み込み機材の都合により、4 トン車で引き渡しを希望

⑬「保管の形態」には、「白色トレイの引き渡し袋の寸法、重量」及び「プラスチック製容器包装のバール寸法、重量」を記入すること。

白色トレイの引き渡し袋の寸法及び重量は整数 1 桁小数 1 桁で記入すること。

プラスチック製容器包装については、バール寸法は、整数 1 桁小数 1 桁、バール重量は整数で記入すること。バール寸法・重量が分からない場合は、中間処理施設に確認するか、バール品質調査時に測定したバール寸法・重量を参考に記入すること。

引き渡しにあたっての希望事項及び引き渡しバールに特徴等があれば、「特記事項欄」に 80 文字以内で記入すること。

- 1) 10 トン車での引き渡し不可能的な場合にはその旨を記入すること。
(例) 毎週金曜日に 5 t 車での引き渡しを希望 (10 t 車は道路状況の都合上不可能)
- 2) プラスチック製容器包装と白色トレイで引き渡し開始希望日が異なる場合には、引き渡し開始希望日が遅い品目について記入すること。
(例) トレイの引き渡し開始希望日、令和 9 年 1 月 1 日
- 3) 期の途中で収集エリアの変更等がある場合には、その範囲と期日を記入すること。
(例) 令和 8 年 9 月より市内全域で収集を開始
- 4) ベールの組成に特殊性があれば、記入すること。
- ⑭「引き渡し頻度」には、「年」、「月」、「週」のいずれかに必ずチェックを付け、更に引き渡し回数を記入すること。
- ⑮「ベール種類 (特徴)」には、「混合品 (一般的なベール)」、「ボトルを主体としたベール」、「ボトル系を除く」、「トレイ (発泡トレイ含む) を主体としたベール」等に、必ずチェックを付けること。
ボトル (トレイ) 主体のベールとは、ベールの中にボトル類 (トレイ類) が概ね半分以上の重量を占める場合をいう。
- ⑯「バンドの種類」には、「PP バンド」、「スチールバンド」、「番線 (鉄線)」、「フィルム巻き」、「ネット巻き」、「その他」のいずれかに必ずチェックを付けること。
- ⑰「負担区分」については、申込要領-4 を参照のうえ、「1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方」、「2. 特定事業者負担分のみ」、「3. 申込まない」のいずれかに、必ずチェックを付けること。
- ⑱「引き渡し申込量」には、協会への引き渡し申込量を下 1 桁の量を四捨五入して 10kg 単位の数量で記入すること。
- ⑲「(参考) R6 年度引き渡し実績量」は、「⑱引き渡し申込量」を記入する際の参考とするために設けたもので、「白色トレイ」、「プラスチック製容器包装」について令和 6 年度に当協会に引き渡した実績量が kg 単位で示してあります。

【特記事項についての注意点】

保管施設が変わらず期中で引き渡し素材が「プラ法 32 条」に変更となる場合は、必ず特記事項に引き渡し終了時期（「プラ法 32 条」に切り替わる時期）を記入すること。

(例) 9 月で容リプラのみの引き渡しを終了、10 月よりプラ法 32 条に基づく製品プラの一括回収開始のため、〇〇ストックヤード (プラ法) で引き渡し

また、期中でプラ法 33 条認定計画へ変更となり、協会への引き渡しを終了する場合も同様に、引き渡し終了時期を「特記事項」に記入すること。

(例) 1 月よりプラ法 33 条認定計画が開始されるため、引き渡しは 12 月まで。

【ご参考】令和８年度の再商品化実施委託単価と特定事業者責任比率及び市町村負担比率

●令和８年度の再商品化実施委託単価

特定分別基準適合物	令和８年度再商品化実施委託単価 ※下記の単価には消費税及び地方消費税は含まれておりません。	
	(単位：円／トン)	(単位：円／kg)
ガラスびん（無色）	—	—
ガラスびん（茶色）	—	—
ガラスびん（その他の色）	—	—
P E Tボトル	—	—
紙製容器包装	—	—
プラスチック製容器包装	—	—

なお、再商品化実施委託単価は以下の式に基づき算出しています。

$$\text{再商品化実施委託単価} = \frac{[\text{市町村からの引取り見込量}] \times [\text{再商品化事業者見込み委託単価}] + [\text{協会経費}]}{[\text{特定事業者等からの再商品化委託申込見込量}]}$$

※上記計算式のうち[再商品化事業者見込み委託単価]及び[協会経費]は税抜での計算となっております。

●令和８年度の特定事業者責任比率^(注)及び市町村負担比率

特定分別基準適合物	特定事業者責任比率	市町村負担比率
	(単位：％)	(単位：％)
ガラスびん（無色）	9 4	6
ガラスびん（茶色）	8 9	1 1
ガラスびん（その他の色）	9 1	9
P E Tボトル	1 0 0	0
紙製容器包装	9 9	1
プラスチック製容器包装	9 9	1

(注) 令和８年度の特定事業者責任比率及び市町村負担比率につきましては、産業構造審議会における「量・比率」に関するパブリックコメント終了後、決定された内容をあらためてご連絡させていただきます。

以上

記入例

令和7年11月12日(水)締切

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 御中

令和8年度分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書(様式1)

①

作成日	令和	7	年	1	1	月	1	0	日
-----	----	---	---	---	---	---	---	---	---

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に対し、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に規定する分別基準適合物等の引き渡しを以下のとおり申込む。

②市町村又は組合コード	0	1	0	0	1	注: 未記入及び記入済み部分に修正がある場合は、赤字で全てご記入ください	③市町村組合種別	一部事務組合	注: 「単独市町村」「代表市町村」「一部事務組合」から選択して記入
-------------	---	---	---	---	---	--------------------------------------	----------	--------	-----------------------------------

④ 市町村 又は組合名	(カナ) ヨウキリサイクルクミアイ		(40文字以内)
	容器リサイクル組合		注: 組合又は代表市町村の場合は、別紙「マトリックス表」に構成する市町村名をご記入ください。(30文字以内)
⑤ 所在地 (資料送付先)	〒 123 - 4567 (カナ) ヨウキリサイクルシリサイクルマチ1バンチ1ゴウ		(60文字以内)
	東京都容器リサイクル市リサイクル町1番地1号		(60文字以内)
⑥ 契約責任者	(役職) 市長	(カナ) ヨウキイチロウ	(20文字以内)
		(氏名) 容器 一郎	(20文字以内)
⑦ 担当者	(部課室係) リサイクル部	(役職) 部長	(20文字以内)
	(カナ) ヨウキ タロウ	(TEL) 03 - 1234 - 5678	(20文字以内)
	(氏名) 容器 太郎	(FAX) 03 - 1234 - 5678	(20文字以内)
		(e-mail) abc@def.jp	
⑧ 協会からの 請求書送付先	〒 123 - 4567 (カナ) ヨウキリサイクルシリサイクルマチ1バンチ1ゴウ		(60文字以内)
	(住所) 東京都容器リサイクル市リサイクル町1番地1号		(60文字以内)
	(部課室係) リサイクル部	(役職) 部長	(20文字以内)
	(氏名) 容器 太郎	(TEL) 03 - 1234 - 5678	(20文字以内)
		(FAX) 03 - 1234 - 5678	

記入例

令和8年度分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書(様式2)

※環境省の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第6項に基づく保管施設の指定に関する意向調査」で貴市町村が申請した保管施設の中で、令和8年度に当協会へ引き渡しを行う保管施設のみご記入ください(保管施設名、住所等は環境省へ申請したとおりにご記入ください)。
なお、本様式2には、当協会に令和7年度に登録されている保管施設のデータを予め印字しています。印字されている保管施設に修正箇所がある場合は、赤字で修正の上、ご提出ください。
なお、新規の保管施設は、別紙(あらかじめ印字していない様式2)にご記入ください。

①市町村又は組合コード		0	1	0	0	1	②市町村又は組合名		容器リサイクル組合		③ページ番号		1 / 1			
④引き渡しの有無 【○又は×】 (当該施設から引き渡しを希望する場合は○を、引き渡しを希望しない場合は×をつけてください)		⑤引き渡しを行う素材 (当該施設から引き渡しを行う全ての素材にチェックをつけてください)				保管施設コード (協会記入欄) 記入不要		⑥保管施設名		⑦住所、電話番号、FAX番号						
○		【分別基準適合物】 ガラスびん ☒ 無色 ☐ 茶色 ☒ その他 ☒ PETボトル ☒ 紙 ☒ 白色トレイ ☒ 容リプラ 【分別収集物】 ☐ プラ法32条				01		(カナ)ヨウキホウソウリサイクルプラザ 容器包装リサイクルプラザ		(カナ)トウキョウトヨウキリサイクルシリサイクルマチ1バンチ2ゴウ 〒000 - 0000 東京都容器リサイクル市リサイクル町1番地2号 (TEL) 03-3456-7890 (FAX) 03-3456-7890						
○		【分別基準適合物】 ガラスびん ☐ 無色 ☐ 茶色 ☐ その他 ☐ PETボトル ☐ 紙 ☐ 白色トレイ ☐ 容リプラ 【分別収集物】 ☒ プラ法32条				02		(カナ)ヨウキシストックヤード 容器包装クリーンセンター		(カナ)トウキョウトヨウキリサイクルシリサイクルマチ2バンチ5ゴウ 〒000 - 0000 東京都容器リサイクル市リサイクル町2番地5号 (TEL) 03-8765-4321 (FAX) 03-8765-4321						
×		【分別基準適合物】 ガラスびん ☐ 無色 ☐ 茶色 ☐ その他 ☐ PETボトル ☐ 紙 ☐ 白色トレイ ☐ 容リプラ 【分別収集物】 ☐ プラ法32条				03		(カナ)ヨウキシストックヤード 容器市ストックヤード		(カナ)トウキョウトヨウキリサイクルシリサイクルマチ3バンチ10ゴウ 〒000 - 0000 東京都容器リサイクル市リサイクル町3番地10号 (TEL) 03-1234-5678 (FAX) 03-1234-5678						
		【分別基準適合物】 ガラスびん ☐ 無色 ☐ 茶色 ☐ その他 ☐ PETボトル ☐ 紙 ☐ 白色トレイ ☐ 容リプラ 【分別収集物】 ☐ プラ法32条						(カナ)		(カナ) 〒 - (TEL) (FAX)						
		【分別基準適合物】 ガラスびん ☐ 無色 ☐ 茶色 ☐ その他 ☐ PETボトル ☐ 紙 ☐ 白色トレイ ☐ 容リプラ 【分別収集物】 ☐ プラ法32条						(カナ)		(カナ) 〒 - (TEL) (FAX)						
【同じ保管施設で分別基準適合物と分別収集物を申し込むにあたっての注意点】 ※同じ保管施設で分別基準適合物(「ガラスびん」「PETボトル」「紙」「トレイ」「容リプラ」いずれか)と分別収集物(「プラ法32条」)の両方をチェックしないこと。 同じ保管施設で分別基準適合物と分別収集物の引き渡しを予定している場合は、保管施設を追加し、追加した保管施設に分別収集物(「プラ法32条」)のみをチェックすること。 (必ず「プラ法32条」)を単独の保管施設とすること ※分別収集物(「プラ法32条」)のみをチェックした保管施設の保管施設名の最後に「(プラ法)」を付けること。																
＜例1＞同じ保管施設で「PETボトル」と「プラ法32条」を申し込む場合 区分 保管施設名 様式3 「PETボトル」の保管施設 ○○ストックヤード 様式3-2 「プラ法32条」の保管施設 ○○ストックヤード(プラ法) 様式3-5							＜例2＞同じ保管施設で中に「容リプラ」から「プラ法32条」に変更となる場合 区分 保管施設名 様式3 「容リプラ」の保管施設 ○○ストックヤード 様式3-4 「プラ法32条」の保管施設 ○○ストックヤード(プラ法) 様式3-5									
※協会記入欄 マスタ 環境省 備考 <table><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> (市町村/一部事務組合一公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)																

令和8年度分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込量に関するチェックシート

令和8年度分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込みにあたっては、貴市町村・貴一部事務組合にて引き渡し申込量の確認を行うためのチェックシートにご記入の上、申込書類一式にご同封いただきます。また、第11期分別収集計画における令和8年度の「分別収集計画量」又は「引き渡し調査量」と、「引き渡し申込量」の間に大きな乖離がある場合は、その理由についてもお答え願います(太枠内全てにご記入ください)。

貴市町村・貴一部事務組合	市町村・組合コード(01001) 名称(容器リサイクル組合)									
令和8年度 引き渡しに係る項目	ガラスびん			PETボトル	紙製容器 包装	プラスチック製容器包装		プラ法32条		
	無色	茶色	その他色			白色トレイ	プラスチック	容リプラ	製品プラ	産廃プラ
引き渡し申込品目 [対象に○印]	○		○	○	○	○	○	○	○	○
①分別収集計画量 [kg]	200,000	0	65,000	12,589,000	126,400	15,800	259,800			
②引き渡し調査量(6月実施) [kg]	200,000	0	60,000	12,000,000	125,000	15,800	240,000	170,000	40,000	10,000
③様式3に記入した引き渡し申込量 [kg]	138,000	0	50,000	12,000,000	125,000	16,400	220,000	164,110	38,500	10,300
④収集対象人口 [人] ※把握している最新公開データを記入してください	100,000	0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
⑤収集対象日数(分別収集の対象 期間)	365	0	365	365	274	365	365	365	365	365
⑥=(③/④/⑤×1,000)排出原単位 見込み[g/人/日,小数点以下第2位 で四捨五入]	3.8		1.6	328.8	4.6	0.4	6.0	4.50	1.05	0.28
⑦乖離の理由(下記枠内から当ては まる番号を全て記入)	3-1									

《「③引き渡し申込量」と、「①分別収集計画量」又は「②引き渡し調査量」の乖離の理由について》

- 1-1. 全域収集の予定であったがモデル地区のみでの収集に切替えたため
1-2. モデル地区のみでの収集を予定していたが、全域収集を行うことになったため
2-1. 収集物の一部又は全部を、指定法人以外の独自のルートにより処理することにしたため
2-2. 指定法人以外の独自のルートにより処理する予定であったが、指定法人ルートに切替えたため
3-1. 引き渡し開始の日程が、予定よりも遅くなったため
3-2. 引き渡し開始の日程が、予定よりも早くなったため
4. その他(具体的に記入(40文字以内):)

令和8年度構成市町村別引き渡し申込品目確認のためのマトリックス表

①市町村又は組合コード	0	1	0	0	1
-------------	---	---	---	---	---

※様式1の③市町村組合種別が「代表市町村」、「一部事務組合」の方のみご記入ください。単独市町村の方は返送不要です。
※構成市町村ごとに、申込みを行う品目について○印、申込みを行わない品目について×印をご記入ください(空欄不可)。

	②市町村コード	市町村名	③ガラスびん			PETボトル	紙製容器包装	プラスチック製容器包装		プラ法32条		
			無色	茶色	その他色			白色トレイ	プラスチック	容リ法	製品プラ	産廃プラ
1	01002	容器村	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
2	01003	リサイクル町	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 御中

令和8年度ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込書(様式3-1)

下記を同意の上、分別基準適合物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に申込みます(なお、「一部事務組合等」とは、一部事務組合と広域連合及び代表市町村をいいます)。

- 引き渡し申込量は、再商品化事業者入札選定における対象数量となるため、本紙右上部記載の締切日後は、引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量を変更しません。
- 正当な事由のない申込みの撤回又は引き渡し申込量を大幅に変更した場合、令和9年度において分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合は、当該構成市町村について、その撤回又は変更素材についての分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
- 引き渡し申込量の申込みをしたにもかかわらず、自ら処分し、第三者に引き渡した場合には、令和9年度及び令和10年度において、分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合、当該構成市町村について、その自ら処分又は第三者に引き渡した素材の分別基準適合物の引き取りを同じく、協会に拒絶されても異議を申しません。
- 引き渡し申込みに係る分別基準適合物の再商品化実施に関しては、別途、協会との間で「業務実施覚え書き」及び「業務実施契約書」を締結します。

①本様式3には、協会に令和7年度に登録されている保管施設名等を予め印字しています。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正の上、ご記入ください。なお、新規の保管施設は、別紙(予め印字していない様式3)をご使用ください(太枠内全てにご記入ください。また用紙がたりない場合はコピーしてお使いください)。

②市町村又は組合コード 0 1 0 0 1

③市町村又は組合名 容器リサイクル組合

④保管施設コード 0 1

注:協会記入欄

⑤保管施設名 容器包装リサイクルプラザ

⑥協会への引き渡し開始希望日 令和 0 8 年 0 4 月 0 1 日

注:実際に引き渡しを開始する予定日を記入してください。
(例:令和8年4月1日)

保管施設	⑦ストックヤードの最大保管量(トン)	無色	茶色	その他の色	青色	緑色	黒色
		4 t	0 t	4 t	4 t	4 t	0 t
	⑧トラックスケール	☒ 1. 有 最大秤量: 30 t ☐ 2. 無		⑨積み込み機材	☒ 1. 有 フォークリフト 台数: 2 t 1台 台数: t 台 台数: t 台 ショベルローダー 台数: 2.5 t 1台 台数: t 台 台数: t 台 ☒ その他の積み込み機材 機材名・台数: プルトーザー 1台、5tホイスト 2台 (全角20文字以内) ☐ 2. 無		
保管施設特記事項 (30文字以内)	10t車での引取は可能だが最大保管量(引取量)が4t未満						

仕方と引き渡し・中間処理の条件	⑩分別収集の方法	分別収集容器の種類	中間処理(色分別等)の方法	引き渡し車輛
	☒ 1. 単品収集 ☐ 2. 混合収集	☒ 1. コンテナ ☐ 2. 袋 ☐ 3. その他 ()	☒ 1. 色選別 ☒ 手選別のみ ☐ 機械選別 ☐ 2. 中間処理はしない ☐ 3. その他 ()	☐ 1. 10トン車 ☒ 2. 10トン車以外 (4 トン) 注: 「10トン車以外」を選択時には、何トン車かを記入してください。 また、下の特記事項にその理由を記入してください。
	特記事項 (80文字以内)	積み込み機材の都合により、毎週金曜日に4トン車での引き渡しを希望		

引き(渡し単位)申込量(kg)	色種類	1. 無色	2. 茶色	3. その他の色合計	(内 訳)			
	⑪引き渡し申込量 (下記注参照)	☒ 1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方 ☐ 2. 特定事業者負担分のみ ☐ 3. 申込まない	☐ 1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方 ☐ 2. 特定事業者負担分のみ ☒ 3. 申込まない	☒ 1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方 ☐ 2. 特定事業者負担分のみ ☐ 3. 申込まない	(1)青色	(2)緑色	(3)黒色	(4)その他の色
	138000	000	000	50000	10000	10000	000	30000
⑫(参考)R6年度引き渡し実績量	105020	- - - - -	45850	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -

注: ☐1. ☐2. 又は☐3. のいずれかの☐に必ずチェックを付けたうえで、量を記入してください。

引き渡し申込みを協会が承諾した証として、オンラインによる申込みに対してはオンラインによって、紙書面による申込みに対しては紙書面によって、協会から引き渡し申込承諾書が各々発行されます。

(市町村/一部事務組合→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

記入例

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 御中

令和8年度PETボトル分別基準適合物の引き渡し申込書(様式3-2)

下記を同意の上、分別基準適合物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に申込みます(なお、「一部事務組合等」とは、一部事務組合と広域連合及び代表市町村をいいます)。

- 1.引き渡し申込量は、再商品化事業者入札選定における対象数量となるため、本紙右上部記載の締切日後は、引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量を変更しません。
- 2.正当な事由のない申込みの撤回又は引き渡し申込量を大幅に変更した場合、令和9年度において分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合は、当該構成市町村について、その撤回又は変更素材についての分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
- 3.引き渡し申込量の申込みをしたにもかかわらず、自ら処分し、第三者に引き渡した場合には、令和9年度及び令和10年度において、分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合、当該構成市町村について、その自ら処分又は第三者に引き渡した素材の分別基準適合物の引き取りを同じく、協会に拒絶されても異議を申しません。
- 4.引き渡し申込みに係る分別基準適合物の再商品化実施に関しては、別途、協会との間で「業務実施覚え書き」及び「業務実施契約書」を締結します。

①本様式3には、協会に令和7年度に登録されている保管施設名等を予め印字しています。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正の上、ご記入ください。なお、新規の保管施設は、別紙(予め印字していない様式3)をご使用ください(太枠内全てにご記入ください。また用紙がたりない場合はコピーしてお使いください)。

②市町村又は組合コード	01001	③市町村又は組合名	容器リサイクル組合
④保管施設コード	01	⑤保管施設名	容器包装リサイクルプラザ
注:協会記入欄		⑥協会への引き渡し開始希望日	令和 08年 04月 01日
		注:実際に引き渡しを開始する予定日を記入してください。 (例:令和8年4月1日)	

保管施設	⑦保管可能容量 (立方メートル)	24	
	⑧トラックスケール	☒ 1. 有 最大秤量: 36t ☐ 2. 無	⑨積み込み機材 注:再商品化事業者が利用可能な積み込み機材のみを記入してください ☒ 1. 有 ☒ フォークリフト 台数: 1t 1台 台数: t 台 台数: t 台 ☒ その他の積み込み機材 機材名・台数:ブルトーザー 1台 5tホイスト 2台 (全角20文字以内) ☐ 2. 無

⑩ 引き渡し条件	分別収集	中間処理 (選別ライン)	引き渡し車両	保管の形態	結束材
	☐ 1. 単品収集 ☐ 2. 資源混合収集 (該当するものに ☒) ☐ ガラスびん ☐ 缶 ☒ プラスチック製容器包装 ☐ その他 ()	☐ 1. 単品処理 ☒ 2. 混合処理	☐ 1. 10トン車 ☒ 2. 10トン車以外 (4 トン) 注:「10トン車以外」を選択時には、何トン車かを記入してください。 また、下の特記事項にその理由を記入してください。	☒ 1. 圧縮品 ペールの体積: 1 m × 1 m × 1 m ※寸法は整数1桁小数1桁 ペールの重量: 180 kg ☐ 2. 丸ボトル	☒ PPバンド ☐ PETバンド ☐ 番線 ☐ その他 ()
	特記事項 (80文字以内)	積み込み機材の都合により、4トン車での引き渡しを希望			

⑪引き渡し申込量(単位 kg) 注:令和8年度の市町村負担分は「0」ですので、特定事業者負担分欄は■となっています。	☐ 1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方 ☒ 2. 特定事業者負担分のみ	上期分入札対象量(単位 kg) (4月1日～9月30日) ※年間の申込量(⑪)の55%が目途	660000
⑫(参考)R6年度引き渡し実績量	120000	下期分入札対象量(単位 kg) (10月1日～3月31日) ※年間の申込量(⑪)の45%が目途	540000

引き渡し申込みを協会が承諾した証として、オンラインによる申込みに対してはオンラインによって、紙書面による申込みに対しては紙書面によって、協会から引き渡し申込承諾書が各々発行されます。
(市町村/一部事務組合→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 御中

令和8年度紙製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書(様式3-3)

下記を同意の上、分別基準適合物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に申込みます(なお、「一部事務組合等」とは、一部事務組合と広域連合及び代表市町村をいいます)。

- 引き渡し申込量は、再商品化事業者入札選定における対象数量となるため、本紙右上部記載の締切日後は、引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量を変更しません。
- 正当な事由のない申込みの撤回又は引き渡し申込量を大幅に変更した場合、令和9年度において分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合は、当該構成市町村について、その撤回又は変更素材についての分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
- 引き渡し申込量の申込みをしたにもかかわらず、自ら処分し、第三者に引き渡した場合には、令和9年度及び令和10年度において、分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合、当該構成市町村について、その自ら処分又は第三者に引き渡した素材の分別基準適合物の引き取りを同じく、協会に拒絶されても異議を申しません。
- 引き渡し申込みに係る分別基準適合物の再商品化実施に関しては、別途、協会との間で「業務実施覚え書き」及び「業務実施契約書」を締結します。

①本様式3には、協会に令和7年度に登録されている保管施設等を予め印字しています。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正の上、ご記入ください。なお、新規の保管施設は、別紙(予め印字していない様式3)をご使用ください(太枠内全てにご記入ください。また用紙がたりない場合はコピーしてお使いください)。

②市町村又は組合コード	01001	③市町村又は組合名	容器リサイクル組合
④保管施設コード	01	⑤保管施設名	容器包装リサイクルプラザ
注:協会記入欄		⑥協会への引き渡し開始希望日	令和08年04月01日
		注:実際に引き渡しを開始する予定日を記入してください。 (例:令和8年4月1日)	
		⑦協会への引き渡し頻度	☐ 年 ☐ 月 ☒ 週 1 回程度

保管施設	⑧保管可能容量 (立方メートル)	24
	⑨トラックスケール	☒ 1. 有 最大秤量: 30 t ☐ 2. 無
	⑩積み込み機材	☒ 1. 有 ☒ クランプリフト 台数: 1 t 1 台 ☐ フォークリフト 台数: t 台 ☐ 2. 無 ☐ その他の積み込み機材(全角20文字以内) 機材名・台数:

⑪引き渡し条件	引き渡し対象品	引き渡し形態	引き渡し車両
	☐ 1.紙製容器包装全て ☒ 2.限定 ☐ 複合素材を除く紙製容器包装 ☒ その他 (折箱・包装紙のみ)	☒ 1. 圧縮: ベーラー等の減容機(圧縮機)で圧縮され、番線等で括られたもの 圧縮バール品のサイズ: (1.0 m × 0.8 m × 1.2 m) ※整数1桁小数1桁 梱包: ☒ 番線 ☐ その他() ☐ 2. 結束: 紐で十文字に縛られたもの、又は結束機により結束されたもの ☐ 3. フレコン: フレコンバッグにバラで詰めたもの	☒ 1. 10トン車 ☐ 2. 10トン車以外 (トン) 理由 ()
特記事項 (80文字以内)	積み込み機材の都合により、4トン車での引き渡しを希望		

⑫収集の仕方	収集形態
	☒ 1. 袋詰め ☐ 2. 結束 ☐ 3. その他 紙マークをもとに収集していますか ☒ 1. はい ☐ 2. いいえ

引き渡し単位 (kg) 量	⑬引き渡し申込量	☒ 1. 特定事業者負担分 と市町村負担分双方 ☐ 2. 特定事業者負担分のみ
		125000
注: 引き渡し申込量については、 ☐ 1. 又は ☐ 2. のいずれかの ☐ に必ずチェックを付けたうえで、量を記入してください。 注: 引き渡し申込量は下二桁を四捨五入して100kg単位で記入してください。 (例: 1,050kg ⇒ 1,100kg)		
⑭(参考)R6年度引き渡し実績量		117690

引き渡し申込みを協会が承諾した証として、オンラインによる申込みに対してはオンラインによって、紙書面による申込みに対しては紙書面によって、協会から引き渡し申込承諾書が各々発行されます。

(市町村/一部事務組合→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

令和8年度プラスチック製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書(様式3-4)

下記を同意の上、分別基準適合物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に申込みます(なお、「一部事務組合等」とは、一部事務組合と広域連合及び代表市町村をいいます)。

- 引き渡し申込量は、再商品化事業者入札選定における対象数量となるため、本紙右上部記載の締切日後は、引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量を変更しません。
- 正当な事由のない申込みの撤回又は引き渡し申込量を大幅に変更した場合、令和9年度において分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合は、当該構成市町村について、その撤回又は変更素材についての分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
- 引き渡し申込量の申込みをしたにもかかわらず、自ら処分し、第三者に引き渡した場合には、令和9年度及び令和10年度において、分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合、当該構成市町村について、その自ら処分又は第三者に引き渡した素材の分別基準適合物の引き取りを同じく、協会に拒絶されても異議を申しません。
- 引き渡し申込みに係る分別基準適合物の再商品化実施に関しては、別途、協会との間で「業務実施覚え書き」及び「業務実施契約書」を締結します。

①本様式3には、協会に令和7年度に登録されている保管施設名等を予め印字しています。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正の上、ご記入ください。なお、新規の保管施設は、別紙(予め印字していない様式3)をご使用ください(太枠内全てにご記入ください。また用紙が足りない場合はコピーしてお使いください)。

②市町村又は組合コード	01001	③市町村又は組合名	容器リサイクル組合	注:白色トレイとは白色の発泡スチロール製食品用トレイを示します。 白色トレイを分けて収集していない市町村は、白色トレイ欄は回答不要です。							
④保管施設コード	01	⑤保管施設名	容器包装リサイクルプラザ	⑥協会への引き渡し開始希望日	令和	08	年	04	月	01	日

注:協会記入欄

注:実際に引き渡しを開始する予定日(例:令和8年4月1日)を記入してください。

保管施設	⑦保管可能容量 (立方メートル)	白色トレイ	プラスチック製容器包装	⑧トラックスケール	☒ 1. 有 最大秤量: 30 t ☐ 2. 無	⑩積込時の制約条件 注:高さ、幅、駐車等に 制約条件があれば記載 してください (全角40文字以内)	保管施設搬入口は 一般道路に面して おり長時間の駐車 は困難
	⑨積み込み機材 注:再商品化事業者が利用 可能な積み込み機材の みを記入してください	☒ 1. 有 ☒ フォークリフト: 1 台 ☐ クランプ: 台 ☐ コンベア: 台 ☐ その他(全角20文字以内) 機材名・台数:					

引き渡し条件	⑪分別収集		⑫引き渡し車両		⑬保管の形態		プラスチック製容器包装について		
	白色トレイ	プラスチック製容器包装	☐ 1. 10トン車 ☒ 2. 10トン車以外 (5 トン車) 注:トラックヤードに入る車両の確認です。「10トン車以外」を選択時には、実際のトン数を記入し、下の特記事項にその理由を記入してください。		☒ 白色トレイの引き渡し袋の寸法、重量 縦: 1.5m × 横: 1.2m 2.5 kg 注:整数1桁小数1桁 ☒ プラスチック製容器包装のベール寸法、重量 1.0m × 1.0m × 1.0m 250 kg 注:寸法は整数1桁小数1桁、重量は整数		⑭引き渡し頻度 ☐ 年 ☐ 月 ☒ 週 1 回程度 ※回収車両の台数ではありません		
	☒ 1. 単品収集 ☐ 2. 混合収集 ☐ 色つきトレイ ☐ その他	☒ 1. 単品収集 ☐ 2. 混合収集 注:白色トレイと一緒に収集することは含まれません。 ☐ 製品プラ ☐ PETボトル ☐ その他					⑮ベール種類(特徴)		⑯バンドの種類
	特記事項 (80文字以内)	毎週金曜日に5t車で引き渡しを希望	(10t車は道路状況の都合上不可能)				☒ 混合品(一般的なベール) ☐ ボトルを主体としたベール ☐ ボトル系を除く ☐ トレイ(発泡トレイ含む)を主体としたベール ☐ その他 注:ボトル(トレイ)主体とは、ベールの中にボトル類(トレイ類)が概ね半分以上の重量を占める場合をいう		☒ PPバンド ☐ PPバンド+フィルム巻き ☐ PPひも ☐ スチールバンド ☐ 番線(鉄線) ☐ 番線(鉄線)+フィルム巻き ☐ フィルム巻き ☐ ネット巻き ☐ その他

引き渡し申込量	⑰負担区分	白色トレイ	プラスチック製容器包装
		☒ 1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方 ☐ 2. 特定事業者負担分のみ ☐ 3. 申込まない	☒ 1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方 ☐ 2. 特定事業者負担分のみ ☐ 3. 申込まない
	⑱引き渡し申込量 (kg)	16400	220000
⑲(参考)R6年度引き渡し実績量		16650	238600

注: ☐ 1. ☐ 2. 又は ☐ 3. のいずれかの ☐ に必ずチェックを付けたうえで、量を記入してください。

白色トレイの引き渡し申込量は下1桁を四捨五入して10kg単位で記入してください。
[例: 1,055 (kg) → 1,060 (kg)]

プラスチック製容器包装の引き渡し申込量は下1桁を四捨五入して10kg単位で記入してください。
[例: 14,055 (kg) → 14,060 (kg)]

引き渡し申込みを協会が承諾した証として、オンラインによる申込みに対してはオンラインによって、紙書面による申込みに対しては紙書面によって、協会から引き渡し申込承諾書が各々発行されます。
(市町村/一部事務組合→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)